

## 豊明市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会設置要綱

### (設置)

第1条 高齢者及び障がい者が尊厳を持って安心して暮らすことができるよう、高齢者虐待及び障がい者虐待（以下「虐待」という。）防止のための取り組みの推進を図るとともに、虐待を受けた者及びその養護者（以下「虐待を受けた者等」という。）に対する適切な支援を行うため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の規定に基づき、豊明市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 虐待を受けた者等についての状況把握及び情報交換に関すること。
- (2) 虐待を受けた者の早期発見及び保護に関すること。
- (3) 虐待を受けた者等の支援に関すること。
- (4) 虐待を受けた者に係る対策を推進するための啓発活動に関すること。

### (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関（以下「関係機関等」という。）で構成する。

- 2 協議会は、前条の事務を遂行するため、関係機関等の代表者で構成する委員会、関係機関等の実務者で構成する実務者会議及び個別の虐待を受けた者等と直接関係する実務者で構成するケース検討会議により組織する。

### (委員会)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 虐待防止の支援体制に関すること。
  - (2) 実務者会議の状況報告と評価に関すること。
- 2 委員会の議長は、健康福祉部長をもって充て、会務を総理する。
  - 3 委員会の議長は、必要に応じて関係機関等以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 虐待を受けた者等についての状況把握に関すること。

(2) 虐待を受けた者等に対する支援に関すること。

(3) 虐待防止に係る啓発活動に関すること。

2 実務者会議の議長は、健康福祉部高齢者福祉課長又は社会福祉課長をもって充て、会務を総理する。

3 実務者会議の議長は、必要に応じて関係機関等以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ケース検討会議)

第7条 ケース検討会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 虐待の状況の把握及びその問題点に関すること。

(2) 虐待防止の支援の経過報告及びその評価に関すること。

(3) 虐待防止の支援の方針及び関係機関等の役割分担に関すること。

(4) 虐待防止の支援の主な担当機関及び担当者の決定に関すること。

(5) 虐待防止の支援計画に関すること。

2 ケース検討会議の議長は、健康福祉部高齢者福祉課長又は社会福祉課長をもって充て、会務を総理する。

3 ケース検討会議の議長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 各会議の構成員は、会議及びこの活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課及び社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(豊明市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡会運営要綱の廃止)

2 豊明市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡会運営要綱(平成22年3月18日決裁)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日から平成25年3月31日までの間における別表の規定の適用については、同条中第5号「東名古屋豊明市医師会」とあるのは、「豊明市医師会」とし、第11号中「健康推進課」とあるのは、「医療健康課」とする。

別表(第3条関係)

(1) 愛知県警察署

(2) 愛知県瀬戸保健所

(3) 弁護士又は司法書士

(4) 豊明市民生児童委員協議会

(5) 東名古屋豊明市医師会

(6) 学識経験者

(7) 豊明市社会福祉協議会

(8) 豊明市老人クラブ連合会

(9) 人権擁護委員

(10) 施設事業者

(11) 豊明市健康福祉部(社会福祉課、高齢者福祉課、健康推進課)

(12) 豊明市北部地域包括支援センター

(13) 豊明市南部地域包括支援センター

(14) 豊明市障がい者相談支援センター

(15) 医療法人静心会(桶狭間病院藤田こころケアセンター)

( 1 6 ) 社会福祉法人福田会 ( ゆたか苑 )

( 1 7 ) 社会福祉法人豊明福社会